

有明の丘地区の合同現地対策本部（現地本部）において想定する組織・活動内容

現地本部立ち上げ直後、人命救助活動が最盛期の時期の組織・活動内容を以下のとおり想定する。なお、現地本部の活動が最大となるのはこの時期であると考えられる。

1. 情報・総括担当

(1) 総括担当

被害状況や応急対策の実施状況の全体的な把握を行う。

現地本部の対応方針（部隊の再配分、増援部隊の配分、緊急災害対策本部への要請、人員組織体制等）の決定を行う。

会議の設定、会議資料の作成、会議の進行など会議運営を行う。

現地本部員の把握、現地本部内の役割分担の決定、各担当の業務状況、健康状態の把握など人員組織管理に関する事務を行う。

本部長等への情報連絡などの幹部対応、現地視察者への説明、案内を行う。

(2) 情報管理担当

情報の受付、仕分け、割り振りを行う。

- ・被害情報、対応状況、各種要請等の現地本部外からのFAX、電話、口頭、資料手交、メール等による情報の受付を行う。
- ・現地本部内の各担当からの調整要請、調整結果などの情報の受付を行う。
- ・情報の重要度の判定を行う。重要度の低い情報は破棄する。
- ・情報の配布先を選定し、調整が必要な案件については、担当者を決めて割り振りを行う。
- ・クロノロジーの作成を行う。
- ・映像情報やマスコミ情報からの情報収集を行う。
- ・情報のファイリングを行う。

現地本部が受けた要請や調整案件について記録し、処理状況等を定期的にチェックする。

各担当が作成している資料を収集し、記者発表資料、会議資料など全体的なとりまとめ資料の作成を行う。

現地本部内の情報の共有化のため、資料のコピー・配付、画面の表示、情報板への記入、マイクによる放送を行う。

緊対本部との情報共有を行う。

- ・被害状況・対応状況の緊対本部への情報伝達を定期的に行う。
- ・記者発表資料や会議資料を緊対本部へ随時送付する。
- ・緊対本部への要請を随時発出する。
- ・緊対本部からの指示の受領、質問への対応など緊対本部との情報連絡を随時行う。

- ・対応状況や記者発表資料などの情報交換、会議案内の通知、問い合わせの対応などに関し、各都県本部と情報連絡を行う。

(3) 広報担当

広報資料の貼り出しなど報道機関や記者への対応を行う。

記者会見の設定、会見資料の準備、会見の進行、都県や関係機関等の共同会見の調整など記者会見の運営を行う。

2. ロジ担当

(1) 通信確保等担当

中央防災無線、電話、FAX、画像伝送装置、パソコン、LANなど通信機器等の維持管理を行う。

(2) 庶務担当

現地本部の人員把握、名簿作成、交代要員の受付・ブリーフィング、要員交代計画の調整、帰還要員の把握を行う。

水・食糧の調達、宿泊場所の管理など現地本部要員の生活環境の維持を行う。

事務用品の調達など現地本部の執務環境の維持を行う。

被害状況の把握のための調査や都県市の災害対策本部への出張などのための移動手段の手配を行う。

(3) 会計担当

現地本部運営に必要な現金の管理、出納の管理、本部要員の手当・出張費の管理など現地本部の会計の管理を行う。

3. 救助・救急・消火担当

(1) 情報集約(救助・救急・消火関係)担当

情報管理担当を経由して受理する情報、各省庁担当からの情報、都県本部や部隊本部からの情報、共有映像やマスコミからの情報をもとに被害状況・部隊活動状況に関する情報集約を行う。

- ・被害情報(人的、建物、公共施設、火災、液状化、土砂災害、津波など)の収集、情報の内容の確認を行う。
- ・部隊活動に関する情報の収集、情報の内容の確認を行う。
- ・広域応援部隊の到着予定に関する情報の収集、集約を行う。
- ・被害情報・部隊活動情報について集約して地図への表示等を行う。
- ・集約した情報について、総括担当、都県本部、部隊、緊対本部からの照会に応じて提供、回答を行う。

(2) 部隊配分調整担当

被災地内における部隊の再配分の調整を行う。

- ・情報管理担当、都県本部、部隊から部隊の再配分の調整についての要請を受理する。

- ・被災地外からの増援が必要な場合は、情報管理担当を經由して緊対本部に要請する。
- ・関係省庁・都県市の本部員、部隊の責任者などを召集し、被災地内における部隊の再配分を調整する。

4. 緊急交通（航空運用調整を含む）担当

（1）情報集約（道路関係）担当

情報管理担当を經由して受理する情報、各省庁担当からの情報、都県本部や部隊本部からの情報、共有映像やマスコミからの情報をもとに道路の被害状況、緊急輸送ルートの設定に関する情報集約を行う。

- ・道路・橋梁の被害、建物倒壊・土砂崩れによる不通など道路被害に関する情報を収集し、内容の確認を行う。
- ・渋滞の状況、交通規制の状況など道路交通情報を収集し、内容の確認を行う。
- ・不通箇所の復旧見込み、迂回路の設定の情報など緊急輸送ルートの設定に関する情報を収集し、内容の確認を行う。
- ・道路被害に関する情報、道路交通情報、緊急輸送ルートの設定に関する情報を集約して地図への表示等を行う。
- ・集約した情報について、総括担当、都県本部、部隊、緊対本部からの照会に応じて提供、回答を行う。

（2）緊急輸送ルートの設定に関する調整担当

迂回路の設定、道路啓開、交通規制に関する調整を行う。

- ・迂回路の設定の調整、事前計画の修正などにより緊急輸送ルートの設定を行う。
- ・緊急輸送ルートを基にした道路啓開や交通規制の重点箇所について確認・調整を行う。
- ・関係省庁・都県市の本部員、部隊の責任者などを召集し、緊急輸送ルートの設定を調整する。

（3）輸送手段（陸・海・空）に関する調整担当

被災都県間の輸送の要請の受理・確認を行う。輸送関係省庁又は緊対本部に要請する。

- ・関係省庁、都県本部、指定公共機関から又は情報管理担当を經由して搬送需要を受理し、内容を確認する。
- ・類似の要請の有無を関係省庁や都県本部、関係指定公共機関に確認する。
- ・陸・海・空の輸送関係省庁を召集して要請に対する搬送手段の確保の調整を行う。
- ・搬送手段を被災地域内で確保できない場合には、搬送手段の増援投入を緊対本部に要請する。
- ・調整結果を関係省庁、都県本部、指定公共機関、情報管理担当に回答する。

（4）航空安全確保に関する調整担当

被災地内における航空安全確保について調整を行う。

- ・航空安全確保のルールや提供する情報について、関係省庁、都県本部、関係機関に伝達し、広報担当に広報を依頼する。

」

5. 広域医療担当

(1) 情報集約（医療関係）担当

都県本部、防衛庁などから情報提供を受け、広域搬送の対象となる患者の発生状況、広域医療搬送の実施状況の把握を行う。

- ・広域医療搬送の拠点における広域医療搬送に係る体制の準備の状況、広域搬送の対象となる患者数、搬送の実施状況について情報収集を行い、内容を確認し集約する。

都県本部などから情報提供を受け、被災地内の医療資源の把握を行う。

- ・被災地内における医師等や救護班の派遣の可能数、患者の受け入れ可能数の把握を行う。

(2) 広域医療に関する調整担当

広域医療搬送の経路、手段等の変更に関する調整を行う。

- ・患者発生の超過や被災地内における問題などにより広域医療搬送に支障が生じた場合に、代替手段の検討・調整、緊対本部への計画変更の要請を行う。
- ・必要に応じ関係各省・都県の本部員を召集して検討、調整を行う。
- ・調整結果を都県本部、情報管理担当に回答する。

救護班の派遣要請の受理・確認を行い、緊対本部に伝達する。

- ・都県本部、情報管理担当を経由して救護班派遣要請を受理し、内容を確認する。
- ・類似の要請の有無をその他の都県本部に確認する。
- ・要請の内容を情報管理担当を経由して緊対本部に伝達し、調整を依頼する。
- ・被災地内から派遣が可能な場合には、都県本部への要請、搬送手段の調整を行う。
- ・調整結果を都県本部及び情報管理担当に回答する。

6. 物資調達担当

(1) 物資調達に関する調整担当

物資に関する要請を受理・確認し、緊対本部に伝達する。

- ・都県本部、指定公共機関から又は情報管理担当を経由して物資要請を受理し、品目、数量、時期、搬入希望場所など内容の確認を行う。
- ・類似の要請の有無をその他の都県本部、関係指定公共機関に確認する。
- ・要請内容を情報管理担当を通じて緊対本部に伝達し、調整を依頼する。
- ・被災地内で調達可能な場合には、都県本部への要請、搬送手段の調整を行う。
- ・調整結果を都県本部及び情報管理担当に回答する。

7. その他担当

各省庁本部員は災害救助法に関する指導助言等を行う。

時間の経過とともに、以下の組織・活動内容が必要となり、これらに移行していくこととなる。

補 - 1 . 応急収容担当

(1) 情報集約担当

避難状況、主要状況に関する情報を把握し、集約を行う。

(2) 応急収容に関する調整担当

応急収容に関する調整を行う。

補 - 2 . ライフライン担当

(1) 情報集約担当

ライフラインの停止状況、復旧状況に関する情報を把握し、集約を行う。

(2) ライフライン復旧に関する調整担当

ライフライン復旧に関する調整を行う。

補 - 3 . 保健衛生、防疫、遺体の処理等担当

(1) 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する調整担当

保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する調整を行う。

補 - 4 . 二次被害防止担当

(1) 二次災害防止に関する調整担当

二次被害の防止に関する調整を行う。

補 - 5 . 自発的支援受入担当

(1) 自発的支援受入に関する調整担当

ボランティア、海外からの支援への対応、調整を行う。